

平成21年4月28日

農林水産省新型インフルエンザ対策本部決定事項  
(農林水産省の当面の対応)

- 1 国民が安心して適切な行動がとれるよう、関係府省と連携を図りつつ、豚肉・豚肉加工品の新型インフルエンザに係る安全性等について正しい知識・情報を提供する。  
具体的には、消費者団体、関係業界への通知やホームページによる情報提供などに取り組む。
- 2 消費者、農林漁業者、食品産業事業者等に対し、新型インフルエンザの発生状況や感染予防に関する情報を提供するとともに、発生地域への渡航等の際して関係機関の指示に従って適切に行動するなど、感染予防に留意するよう注意を喚起する。  
具体的には、関係団体への通知やホームページへの掲載などを通じ、最新の情報に注意するよう呼びかけるとともに、関連情報の検索先等に関する情報を提供していく。
- 3 農林漁業団体、食品産業事業者等に対し、供給体制、備蓄等の状況、事業活動への影響を確認するとともに、国内で発生した場合に備え、従業員・顧客等の感染予防措置、人員の配置、原材料の確保、流通経路の維持等の業務継続のための措置の検討を要請する。  
その際、関係省庁対策会議の「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」や農林水産省のホームページに掲載している「新型インフルエンザに備えるための食品産業事業者の事業継続計画策定のポイント(案)」などを活用するよう呼びかける。
- 4 職員に対する感染予防に関する知識を徹底するとともに、発生地域への渡航等に関する注意喚起、動物検疫所、植物防疫所等水際業務を行う機関における感染防止措置を徹底する。  
具体的には、組織内の情報共有ツールを用いた情報提供などに取り組む。